



県議会議員(東広島市)

井原 修

いはら おさむ

警察・商工労働委員会 産業競争力強化対策特別委員会副委員長

東広島市西条朝日町13-31
[TEL] 082-422-0555 [FAX] 082-422-0655
E-mail:ihara@vanilla.ocn.ne.jp

〒730-8509 広島市中区基町10-52 広島県議会「広志会」控室
[TEL] 082-513-4620 [FAX] 082-223-0185

広志会
議員会長 城戸常太 [呉市]
建設委員会
少子化・次世代育成対策特別委員会砂原克規 [広島市西区]
総務委員会
地方創生・行財政対策特別委員会宮本新八 [山県郡]
農林水産委員会
平和推進・地域魅力向上対策特別委員会佐藤一直 [広島市中区]
文教委員会副委員長
社会基盤整備対策特別委員会

働き方改革センターで研修



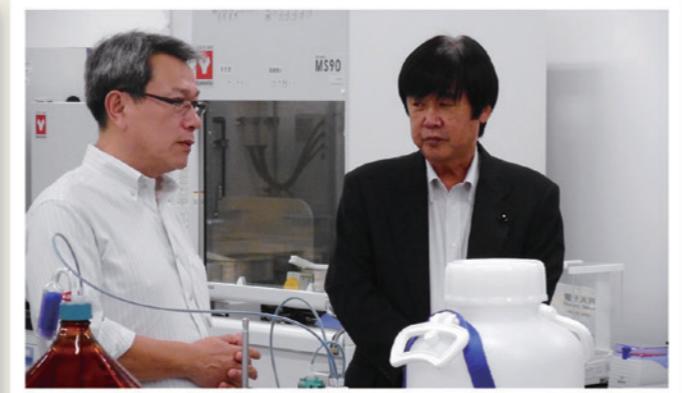
働き方改革センター(委員会視察)



城戸会長を囲み、左から宮本・砂原・井原・佐藤の各県議



北海道議会を訪問(委員会視察)



三徳化学を訪問(県内視察)

住んでみたい元気な広島県に

広志会のポリシーは、県民のためになるかどうかを基軸に活動しています。執行部の提案等には是々非々の姿勢を変えないことはもちろん、会派内研修や議会視察研修等も積極的に取り組み、常に温故知新を意識して努めています。

元気な広島県を創出するため、地域の現状と課題を分析し、対応策を考えた活動を重ねる活動や、国への働き掛けも積極的に行っています。どうぞ、皆様方の県政に対するご意見をお寄せください。



東広島市版

想像力ある創造力 井原 修



経済のグローバル化や、情報通信技術の進展により、技術革新が進み、第4次産業革命の到来であるとも言われており、産業構造は、益々変化していくと予想されています。

こうした産業構造の変化に対応していくためには、企業も業態や製品をえていかなければなりませんが、そのためには、様々な事柄に対処して行かなくてはなりません。

街づくりの在り方の検討を

現在、東広島市では、企業が事業所等を拡張しようと思つても適当な土地が無く、大きな課題となっています。

これは、都市政策そのものが、関係法令によって制約を受けているからなのです。例えば、都市計画法により、市街化区域と市街化調整区域に分けられて開発が規制されています。

東広島市においては、西条町・八本松町・高屋町・志和町・黒瀬

河川、山林も含まれており、実質面積は更に小さくなるのです。

また、農地法により、農地転用が規制されており、隣接地が農地の場合は転用が難しい場合が多いのです。そして、これらをやろうとした場合、審議会等での議論を経て、県の許可等が必要であり、とても時間もかかります。このため、緊急的な都市政策の変更は難しい状況となっています。

これに対処していくためには、現状をしっかりと把握するとともに東広島市全体の街づくりの在り方を見直し、計画的な開発等を早急に検討する必要があると考えます。その上で、国・県・市が連携して必要な対策を打つべきなればなりません。

企業の新規立地あるいは事業拡大が実現して、その企業で働く人が増えても「市内には住むところがない」といった状況となります。これに対処するためにも、市内の土地利用の現状を早期に把握し、その在り方を見直す必要があります。

併せて、安心安全に住むこと

ができるような公的支援、例えば、県内でも最低レベルにある子供の医療費助成の充実、保育園の待機児童の解消、地域巡回バス等の公共交通機関の利便性向上などの対策が求められます。

企業の新規立地が見込める地域整備を行なう事は進出してくる企業の為だけではなく、現在住んでいる人々の環境も良くなり、快適性が増す事に繋がります。

なによりスピード感を持つて行う事が大切です。



住民と企業のための地域整備を

町で約35200haが都市計画区域として設定され、その内

約8%にあたる2900ha余りが市街化区域とされ、非常に開発可能面積が小さいのです。

その上この面積の中には道路や河川、山林も含まれており、実質

面積は更に小さくなるのです。

しかし、東広島市内では、特に市街地は住宅に適した土地は狭い所が多く、市街化区域自体も狭くなっています。そのため、開発余力が無くなっています。このた

め、近年、市街地の土地価格が高騰していますが、そうなると近隣に農地があつても開発ができないになります。

しかし、東広島市内では、特に市街地は住宅に適した土地は狭い所が多く、市街化区域自体も狭くなっています。そのため、開発余力が無くなっています。このた

め、近年、市街地の土地価格が高騰していますが、そうなると近隣に農地があつても開発ができないことがあります。

企業の新規立地あるいは事業拡大が実現して、その企業で働く人が増えても「市内には住むところがない」といった状況となることがあります。これに対処するためにも、市内の土地利用の現状を早期に把握し、その在り方を見直す必要があります。

併せて、安心安全に住むこと

ができるよう公的支援、例えば、県内でも最低レベルにある子供の医療費助成の充実、保育園の待機児童の解消、地域巡回バス等の公共交通機関の利便性向上などの対策が求められます。

企業の新規立地が見込める地域整備を行なう事は進出してくる企業の為だけではなく、現在住んでいる人々の環境も良くなり、快適性が増す事に繋がります。

なによりスピード感を持つて行う事が大切です。